

## 委 託 契 約 書 （総価契約） （案）

委託業務名	ふくしま保育園仮園舎借上げ業務
履行場所	広島市西区天満町1-27
委託期間	契約締結日から令和11年7月31日まで
委託契約金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円)
支払方法等	ふくしま保育園仮園舎賃貸借契約約款（長期継続契約用）のとおり。
契約保証金	要
その他の契約事項	ふくしま保育園仮園舎賃貸借契約約款（長期継続契約用）のとおり。
特約条項	個人情報取扱特記事項
適用除外事項	なし
管轄裁判所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、借借人と貸貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の賃貸借契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、借借人及び貸貸人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

借借人 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市  
代表者 広島市長 松井 一實

貸貸人

(別 表)

品名・規格等	支払金額	請 求	支払期限
R7年度 調査費等相当分	()	賃貸借契約約款第5 条第1項の検査終了 後	請求を受けた日から 起算して30日以内
R8年度 設置費相当分 賃貸借料	()	賃貸借契約約款第5 条第1項の検査終了 後及びR8年度 借入期間満了後	請求を受けた日から 起算して30日以内
R9年度 賃貸借料	()	R9年度 借入期間満了後	請求を受けた日から 起算して30日以内
R10年度 賃貸借料	()	R10年度 借入期間満了後	請求を受けた日から 起算して30日以内
R11年度 撤去費等相当分	()	賃貸借契約約款第5 条第3項の検査終了 後	請求を受けた日から 起算して30日以内

支払金額下段（ ）内は、支払金額のうち取引に係る消費税及び地方消費税相当額を示す。